

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、国鉄神奈川動力車労働組合執行委員長中村幸夫から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成 29 年 8 月 30 日にありました。

平成 29 年 9 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

組合員の雇用契約の終了通知の撤回、雇用継続の要求に関する件

2 日時

平成 29 年 9 月 10 日以後問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における国鉄神奈川動力車労働組合の組合員が勤務する職場

事業場の名称	所在地
箱根登山トータルサービス株式会社	小田原市城山 3-22 の 6

4 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為を実施する。